

## IV-2 教員研修用モデル授業コンテンツを活用した研修を

### 「研修履歴」に記載することについて

小倉 康（埼玉大学）

#### 1. 背景

令和4年5月18日公布の「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」により、教員研修の制度が大きく変わった。「令和の日本型学校教育を実現する「新たな教師の学びの姿」として、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること、一人一人の教師の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教師同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要」であることから、学校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成及び当該履歴を活用した資質の向上に関する指導助言等を行う仕組みに関して、令和4年8月（令和5年3月一部修正）に「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」が策定された。

ガイドラインでは、以下の一覧が研修履歴に記録される研修の範囲であるとしている。

- |  |
|--|
| <p>①必須記録研修等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i) 研修実施者が実施する研修</li><li>ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等</li><li>iii) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得</li></ul> <p>②その他任命権者が必要と認めるものに含まれ得る研修等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等</li><li>・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等</li><li>・教師が自主的に参加する研修等</li></ul> |
|--|

これらの研修形態のうち、本研究に関係するのは、「学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等」と「教師が自主的に参加する研修等」であると考えられる。前者は、教員が勤務時間内で協働的に行う研修、後者は、教員が勤務時間に関わらず個別最適な学びの一環で行う研修であると解釈することができる。

#### 2. 研修へのモデル授業コンテンツの利用

まず、「学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等」については、ガイドラインでは次のように説明されている。

「校内研修・研究等の学校現場における日常的な学びについては、その時期・頻度・方法等を含め、多様なスタイルで行われることが想定される。そのため、一律にその研修履歴の記録を作成することになじまない側面があるが、教職生涯を通じた資質向上を図る上で教師個人の研修履歴を蓄積し、それを振り返るという趣旨に合う一定の校内研修・研究等は、研修履歴の記録を作成することが考えられる。このような校内研修・研究等としては、例えば、国・都道府県・市町村による研究委託（指定）や、年間を通じて、学校ごとに主題を設定した上で組織的に行う研究活動など、各地域・学校の教育課題に即して学校全体で体系的・計画的に学び合い、振り返りながら資質向上を図るものが想定される。一方で、情報伝達を目的とするものや、例年確認的に行

われているものなどは、記録のための記録となり、教師の負担が高まる可能性があり、記録にはなじまないと考えられる。」

本研究で開発したモデル授業コンテンツは、理科指導に関するものである性質上、学校全体で組織的に行う研究活動にはなじまないと考えられるが、「教科指導力の向上」や「授業改善」といった主題のもとで教科ごとに体系的・計画的に学び合い、ふり返りながら資質向上を図る研修形態においては、理科を教える教員全員に効果的な研修をもたらすと考えられる。その場合、本研究で提供している「科学的リテラシー（SLI）測定システム」を合わせて利用することで、年間を通じて、授業改善による児童生徒の学習状況が改善していく様子を継続的に測定し、更なる改善に向けた手立てを検討するためのデータを、短時間で容易に収集することが可能である。

次に、「教師が自主的に参加する研修等」については、ガイドラインでは次のように説明されている。

「教師が自主的に参加する研修等（職専免研修を除く。以下同じ。）には、例えば、任命権者以外の市町村、教職員支援機構、大学・教職大学院、教科研究会、民間企業等の様々な主体が主催する研修・講習が考えられる。このような研修履歴を記録することは、教師が自らの学びを振り返ったり、校長等と対話を行ったりする上で有益な場合も多いと考えられる。他方、このような研修等に関してすべからず記録を求めることにより、その記録の負担のために、オンライン動画を視聴したり、見聞を広めるために研修に参加したりすることをためらうことも考えられる。また、不定形のために詳細な把握が困難なものや勤務時間外に行われるものなど、多様な内容・スタイルの学びが含まれることが想定される。これらに鑑み、教師が自主的に参加する研修等については、教師の申告により選択的に記録することを原則にすることが適当だと考えられる。」

本研究で開発したモデル授業コンテンツは、地域の理科教育の中核的存在として研鑽してきた優れた教師の理科指導法と授業観、児童生徒観を一体的に学べるとともに、他の教員や教員志望学生のような様々な意見や感想、質問などに対する優れた教師の回答も知ることができることから、これを利用する教師にとって、時間的、経済的な負担なく、幅広い有益で実践的な研修効果をもたらすことができる。また、小中学校の多様な理科単元のモデル授業が収録されていることから、研修する教師にとって、自身が今最も必要としている研修目的に沿ったコンテンツを選択することができ、個別最適な学びを実現しやすい形態となっている。

ガイドラインは、「教師に共通的に求められる資質能力の具体的内容」を、「①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用の5つの柱」で整理し、「②学習指導」について以下を示している。

「学習指導に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育む

ために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。」

本研究が、「中核的理科教員」に着目しているのは、こうした「教師に共通的に求められる資質能力」を高い水準で有している、または追究している実践者であるからである。かつ、埼玉県と岐阜県の2地域で活躍してきた数多くの中核的理科教員をモデル授業者兼指導者としたことで、特定の教師や地域に偏らず、2地域以外の全国においても、活用可能な有益な研修リソースとなっていると考えられる。

以上により、本研究で開発してきた「理科教員研修用モデル授業コンテンツ」を活用した研修は、今日の教員研修制度の下で十分「研修履歴」に記載可能な水準であると考えられる。

### 3. 研修履歴へ記載のイメージ

文部科学省が整備を進める「研修履歴記録システム」に記録する項目のイメージが令和5年1月20日に文部科学省から事務連絡として示されている。それによると、「自主研修」に関わり記録する項目は以下の8点である。

- ・年度
- ・特に重点的に取り組んだ育成指標項目
- ・研修テーマ
- ・研修名
- ・研修主催者
- ・研修実施方法
- ・研修実施日・期間
- ・受講した気づき・所感

これに基づき、本研究の「教員研修用モデル授業コンテンツ」を研修利用した記録例を以下に示す。

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ・年度                | 2024                 |
| ・特に重点的に取り組んだ育成指標項目 | 5 指導方法・指導技術          |
| ・研修テーマ             | 理科授業力の向上             |
| ・研修名               | 教員研修用モデル授業コンテンツ      |
| ・研修主催者             | 埼玉大学・岐阜大学            |
| ・研修実施方法            | オンラインコンテンツ（動画・資料）の利用 |
| ・研修実施日・期間          | 2024年〇月〇日～〇月〇日       |
| ・受講した気づき・所感        | 〇〇〇・・・               |

### 4. 実質的効果のある研修記録の作成の提案

以上のように、「研修履歴」は研修をしたことの実態を整理する目的に特化し、記録者の負担とならないよう簡略化されたものであることがわかる。研修を行う教師にとっては、「履歴」に記録することは研修ではなく、研修をふり返ることによって、実質的にどのような効果が得られたかを自覚し、自身の更なる成長へのメタ認知が培われるような記録を作成することが研修の効果を高める。そうした目的においては、次に示す様式で、独自に研修報告書を作成し、可能であれば他の指導的立場の教員や管理職と対話することで、自身の成長へのアドバイスを得ることができれば、研修効果を拡大することができると考えられる。

以上から、本研究では、以下の様式を教員研修用モデル授業コンテンツと同じサイトで公開することで、実質的効果のある「研修記録」の作成を容易にし、研修効果の向上に繋げることとした。

(様式)

## 研修報告書

報告者氏名

所属・職名

報告日 令和 年 月 日

研修会 理科モデル授業オンライン研修会（合同研修会・研究報告会）令和（20）年 月 日開催

研修方法 以下から公開の教員研修用モデル授業コンテンツ（動画と資料）の視聴と参照

URL [http://kg.cst.saitama-u.ac.jp/ctrl/page?path=block\\_b/03\\_kenyukai/00\\_contents00](http://kg.cst.saitama-u.ac.jp/ctrl/page?path=block_b/03_kenyukai/00_contents00)



研修会の概要

① 授業者（指導者）・テーマ（学年・単元名等）

② 研修に用いたコンテンツ（該当するものにチェック✓する）

動画 挨拶・事前説明[ ] 授業[ ] 授業後解説[ ] 補足説明[ ] 総括的コメント[ ] その他[ ]

資料 概要[ ] 指導案[ ] その他[ ]

研修日時 令和 年 月 日 ～ 月 日（合計約 時間）

### [ 報 告 ]

① 特に印象的だった事柄

② 成長できたと思う事柄

③ 今後に活かしたい事柄

本研修報告書にコメント頂いた方 氏名・所属（職）

コメントの要約（研修者本人が記載）

## 研修報告書

報告者氏名 ○○ ○○

所属・職名 ○○立○○小学校・教諭

報告日 令和 6年 3月31日

研修会 理科モデル授業オンライン研修会（合同研修会・研究報告会）令和4（2022）年10月22日開催

研修方法 以下から公開の教員研修用モデル授業コンテンツ（動画と資料）の視聴と参照

URL [http://kg.cst.saitama-u.ac.jp/ctrl/page?path=block\\_b/03\\_kenkyukai/00\\_contents00](http://kg.cst.saitama-u.ac.jp/ctrl/page?path=block_b/03_kenkyukai/00_contents00)



研修会の概要

① 授業者（指導者）・テーマ（学年・単元名等）

授業者：濁川智子（埼玉県鴻巣市立鴻巣北小学校教諭）

授業：小学校第4学年「ものあたたまりかた」

② 研修に用いたコンテンツ（該当するものにチェック✓する）

動画 挨拶・事前説明[✓] 授業[✓] 授業後解説[✓] 補足説明[✓] 総括的コメント[✓] その他[ ]

資料 概要[✓] 指導案[✓] その他[✓]（解説資料・研究論文）

研修日時 令和 6年 3月23日 ～ 3月25日（合計約 4 時間）

### [ 報 告 ]

① 特に印象的だった事柄

自分の考えや他人の意見の「不確かさ」に気づくような思考をはたらかせる発問をしながら・・・

指導案等の資料を参考に、授業動画等を視聴する中で、「これはいい」「なるほど」など、指導者の取組みや工夫に重要性や有用性が感じられた場面を「印象的だった事柄」として表現します  
表現にスペースが足りない場合、枠を広げて本報告書を表裏の2ページにすると良いです（以下同様）

② 成長できたと思う事柄

児童にどのような資質・能力を身に付けさせるかを明確にして・・・

本研修を通じて得られた、自身にとっての「個別最適な学び」や「協働的な学び」の成果について「成長できたと思う事柄」として表現します

③ 今後に活かしたい事柄

「問いカード」をもとに、互いに「不確かさ」を指摘し合いながら、考えを進める授業に取り組んで・・・

本研修を踏まえて、自身の「今後に活かしたい事柄」を、具体的に考えて表現します

本研修報告書にコメント頂いた方 氏名・所属（職） ○○○○・○○立○○小学校（教諭）

コメントの要約（研修者本人が記載）

子どもたちが主体的対話的に問題を科学的に解決する理科授業となるよう、本研修で得られた視点を活かして4月から年間を通じて取り組むと良いだろうとの示唆を受け、すぐに検討を始めることとした。

## 5. 引用・参考文献

本項で引用・参考とした文献等は、すべて以下のホームページに掲載の本文・関連情報・別添資料のリンク情報から参照可能となっている。

- ・文部科学省総合教育政策局教育人材政策課（2023）「正教育公務員特例法における令和5年4月からの教員研修に関する運用の留意事項及び関連情報について（事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kenshu/1244840.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/1244840.htm)（最終検索日 2024.2.29）